

## 札幌芸術の森工房等使用約款

(平成 28 年 10 月 1 日 施行)  
(令和 5 年 4 月 1 日 改正)

(目的)

- 第 1 条** この約款は、公益財団法人札幌市芸術文化財団（以下「財団」という。）が管理運営する札幌芸術の森の工房及び陶芸窯等（以下「工房等」という。）の使用に当たり、工房等の利用者（以下「利用者」という。）が安全、快適にご使用いただくために定めるものです。
- 2 利用者は、札幌市都市公園条例（昭和 32 年 3 月 23 日条例第 3 号）、札幌芸術の森管理規則（昭和 61 年 7 月 25 日規則第 46 号）及び関係諸規定の他、この約款に従ってご使用いただきます。

(定義)

- 第 2 条** 「施設管理者」とは財団、また「工房等管理者」とは財団職員、並びに財団が委託する業者のうち、工房等の維持管理業務に従事する者をいいます。

(遵守事項)

- 第 3 条** 工房等の利用者は次の各号を遵守してください。
- 1 使用目的は専ら芸術文化活動とし、宴会その他使用目的以外では使用しないこと。
  - 2 制作に要する場合を除き、火器、薬物、刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。  
また、制作に必要な場合は、使用開始前に施設管理者の許可を得ること。
  - 3 工房等の使用中は備付物件を他の施設や部屋へ移動しないこと。
  - 4 汚れ物・動物（補助犬を除く）を施設内へ持ち込まないこと。
  - 5 指定の場所以外で喫煙、火気使用を行わないこと。
  - 6 施設、備品、展示物等の取扱いを適切に行うこと。
  - 7 怒声、暴力、誹謗中傷等他人に迷惑を及ぼし、不快感や不安を与える等安全で快適な使用を著しく妨げ、又はそのおそれがある行為を行わないこと。
  - 8 政治、宗教、信条に関する署名活動等の行為を行わないこと。
  - 9 物品販売や料金を徴収して講習会を開催する等の営業行為を行わないこと。
  - 10 材料、工房等貸出物品以外の物品その他制作に要する物品は各自持参すること。
  - 11 金品、貴重品は各自で保管すること。万一盗難、紛失等の事故が発生しても当方は責任を負いません。
  - 12 不時の災害発生時に備えてあらかじめ施設の非常口、避難経路を確認すること。
  - 13 制作の過程で出る廃材、その他施設管理者が回収するゴミ以外は持ち帰ること。
  - 14 その他工房等管理者の指示に従うこと。

(使用時間)

- 第 4 条** 使用承認書に記載された使用時間には、準備・後片付け、及び原状回復等の時間が含まれます。

(全日区分での使用)

- 第 5 条** 工房等を使用し、絵画アトリエやロッジでの宿泊を伴うときは、20 歳未満の方のみでのご利用はできません。必ず保護者が受付窓口で申請手続きを行い、宿泊にも同伴が必要です。また、身分証明書のご提示をお願いすることがあります。
- 2 園外への出入は 23 時 00 分から翌朝 6 時 30 分までできません。
- 3 宿泊に際し、寝袋・毛布等寝具は各自でご用意ください。

(利用料の精算)

- 第 6 条** 施設利用料金、および備品物件利用料を受付窓口で精算の場合は、使用承認書発行時に現金にてお支払いください。また、使用当日に時間延長する場合の申請手続き、並びに利用料の精算は受付窓口終了時間までに現金にてお支払いください。

(使用承認の取消)

- 第 7 条** 次の各号に該当する場合は、使用承認を取り消します。
- 1 札幌市都市公園条例、札幌芸術の森管理規則、関係諸規定、も

しくは本約款のいずれかに違反したとき。

- 2 虚偽、その他不正な行為により使用承認を受けたとき。
  - 3 使用目的や内容等の無断変更、または使用権利を第三者へ譲渡したとき。
  - 4 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 8 条の規定により、暴力団の活動の利益となる使用であるとき。
  - 5 前各号に掲げるものの他、利用者または工房等管理者の安全確保のために必要と認められたとき。
- 2 上記の事由により承認取消となったときは、それによって生じたすべての損害は、利用者の負担となります。また、当該利用区分に係る使用料は返金いたしません。

(使用の不承認)

- 第 8 条** 利用者が前条の取消を受けたときは、次回の使用を承認しないことがあります。

(使用料の還付)

- 第 9 条** 天災その他公園の使用をする者の責めに帰することのできない事由によって使用することができなくなった場合、既納の使用料の全額を返金いたします。
- 2 使用者の都合により、下記の期日前に取消手続きを行った場合、既納の使用料の 5 割を返金いたします。ただし、期日を過ぎた場合、既納の使用料は返金いたしません。
- 1 工房・電気窯・灯油窯：使用日の 30 日前まで（休館日含む）
  - 2 登り窯・穴窯：使用日の 90 日前まで（休館日含む）
- 3 前項における各号の期日前の変更手続きにより、料金が増額した場合は、変更前の既納の使用料との差額をお支払いいただき、料金が減額した場合は、変更前の既納の使用料との差額の 5 割を返金いたします。
- 4 上記手続きに際し、手続き可能な期日前であっても、休園日は対応できませんのでご了承ください。

(原状回復)

- 第 10 条** 使用終了後は、使用場所、及び施設の備品等を元通りに戻してください。故意または重大な過失により備品等を破損、紛失した時は、弁償していただきます。

(駐車場の利用)

- 第 11 条** 駐車料金は有料です（普通車 500 円、大型車 1,200 円、6 枚つづり回数券 1,000 円）。ただし、登り窯、穴窯を全日区分で 2 日以上連続して使用する場合は、センター受付窓口に駐車場の半券をご持参いただくと、使用時間内に園内園外を歩き来できる臨時通行証を発行いたします（当日の出入は半券を提示していただきます）。
- 2 駐車場以外の場所での駐車は固くお断りいたします。なお、材料等の搬出入のためやむを得ない場合であっても、搬出入等の作業後は速やかに駐車場へ移動してください。

(責任の制限)

- 第 12 条** 札幌芸術の森の園内及び工房等において利用者に不測の事故が生じた場合、あるいは天災地変や交通機関等のストライキ等の不可抗力により損害が生じた場合には、財団はその責任を負いません。

附則

利用者が使用承認を受けたときは、本約款を承諾したものとみなします。

附則

この約款は、平成 28 年 10 月 1 日より施行します。

附則

この約款は、平成 29 年 6 月 15 日より施行します。

附則

この約款は、平成 30 年 6 月 24 日より施行します。

附則

この約款は、令和 5 年 4 月 1 日より施行します。